

## 平成27年度 第2回平塚市スポーツ推進審議会 次第

日時 平成27年11月20日(金)

午前9時30分～

場所 パレスタ球場 会議室

### 1 あいさつ

### 2 議題

#### (1) 平塚市スポーツ推進計画について

ア スポーツ指導者制度・スポーツボランティア制度について

イ スポーツ推進計画進行管理について

#### (2) 平成27年度スポーツ課予算について

ア 補助金交付について

#### (3) 市民総合体育大会について

### 3 その他

(1) 9月市議会について

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

(3) その他

### 4 閉会

## 平塚市スポーツ指導者制度運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、いつまでもいきいきとした生活を送れるよう支えるスポーツの観点から及びスポーツ水準の向上を目指し、市民の体育・スポーツ活動の普及・振興を図るため、平塚市スポーツ指導者登録制度（以下「スポーツ指導者登録制度」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 スポーツ指導者登録制度は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の登録に関すること。
- (2) 登録されたスポーツ指導者の紹介に関すること。
- (3) スポーツ指導者の情報提供に関すること。
- (4) その他スポーツ指導者登録制度の趣旨達成に必要な事項に関すること。

### (登録対象指導者)

第3条 スポーツ指導者登録制度の登録対象指導者の条件は、平塚市内で活動ができ、当該種目の指導に関する次に掲げる何らかの資格・要件を備える18歳以上（高校生を除く。）の者とする。

- (1) 神奈川県体育協会、日本体育協会加盟団体又は平塚市体育協会の公認指導者等の資格を有する者
- (2) 神奈川県レクリエーション協会又は日本レクリエーション協会加盟団体の公認指導者等の資格を有する者
- (3) スポーツ等に関する公益法人公認の指導者等の資格を有する者又はスポーツ等に関する国家資格を有する者
- (4) 各都道府県及び各市町村が独自に養成した指導者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ指導の経験を積み、スポーツ指導に関する知識及び熱意を有し、スポーツ指導に関する資質があると認められる者

### (登録対象からの排除)

第3条の2 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第4条に規定する施策として、前条の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は、スポーツ指導者登録制度の登録対象指導者としなないものとする。

2. スポーツ指導者として登録され、登録簿に登載された者が前項に該当する場合は、スポーツ指導者登録を取り消すことができる。
3. 必要に応じて、スポーツ指導者として登録申請をした者又は登録の通知を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(登録の申請)

第4条 登録対象指導者として該当し、スポーツ指導者登録制度に登録を希望する者は、平塚市スポーツ指導者登録申請書(第1号様式)を平塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

この場合において、資格等を有する者は、資格等を証明するものの写しを添付するものとする。

(登録)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、申請の内容を審査し、登録することが適格であると認めるときは、スポーツ指導者として登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による登録は、平塚市スポーツ指導者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録することにより行う。

(登録簿の公表)

第6条 登録簿に登載された者(以下「登録者」という。)に関する情報について、あらかじめ登録者が承諾した範囲において公表するものとする。

2 前項の公表は、事務所等に備えて閲覧に供する方法及びインターネットを利用する方法により行うものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、登録簿に登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取り消しを希望するときは、平塚市スポーツ指導者登録内容変更・登録取消届(第2号様式)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条によるスポーツ指導者登録の取消届の届け出があったとき。
- (2) スポーツ指導者の信用又は品位を害するおそれがある者その他スポーツ指導者としての適格性を欠く者であると認められるとき。

(登録者の遵守事項)

第9条 登録者は、スポーツ指導者制度を活用しようとするもの(以下「依頼者」という。)と十分な打ち合わせを行い、効果的な指導を心がけ、指導対象者に対する健康管理及び事故防止に留意しなければならない。

- 2 登録者は、市や教育委員会及び関係機関、団体が行う各種研修会や講習会に積極的に参加し、常に自己研鑽に努め、指導者資質の向上を図ること。
- 3 登録者は、スポーツ指導活動中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(依頼の方法)

第10条 依頼者は、平塚市スポーツ指導者制度依頼書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 依頼書の提出を受けた教育委員会は、依頼の内容を審査し、適当であると認めるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。

3 教育委員会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

第11条 スポーツ指導者の活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

2 依頼者は、スポーツ指導者の活動に際して、指導方針及び指導計画等について協議するとともに誠意ある対応に努め、スポーツ指導が円滑に行われるよう十分配慮するものとする。

3 依頼に基づき提供された登録者の個人情報、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(事業報告)

第12条 スポーツ指導者登録制度を活用した場合は、当該指導終了後1か月以内又は長期に渡り継続するときは、当該年度末の翌月末までに平塚市スポーツ指導者活用事業報告書（第4号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第13条 この制度の運営に関する事務は、社会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

(提出先)

平塚市教育委員会

平塚市スポーツ指導者登録申請書

次のとおり、平塚市スポーツ指導者の登録を申請します。

(ふりがな)		◎ 性別	☐男 ☐女
☆氏名 ☐公開 ☐非公開			
☆生年月日 ☐公開 ☐非公開	☐昭和 年 月 日 ☐平成	◎ 年齢	歳代
☆住所 ☐公開 ☐非公開	〒		
☆連絡先	自宅電話	☐公開 ☐非公開	
	FAX番号	☐公開 ☐非公開	
	携帯電話	☐公開 ☐非公開	
	E-mail	☐公開 ☐非公開	
◎指導種目	(下記指導種目種別の番号及び種目名をご記入ください)		
◎活動可能地域	☐市内 ☐全域	【限定】 ☐海岸 ☐平塚 ☐大野 ☐豊田 ☐神田 ☐城島 ☐岡崎 ☐金田 ☐金目 ☐土沢 ☐旭	
◎指導対象者	☐幼児 ☐小学生 ☐中学生 ☐高校生 ☐一般 ☐高齢者		
◎指導可能曜日 時間帯	☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土 ☐日 ☐不問 ☐早朝 ☐午前 ☐午後 ☐夜間 ☐全日		
◎資格特技等	☐有		
	☐無の場合は指導歴		
◎自己PR			
【記入上の注意】	◎は公表される情報です。☆は依頼者に提供される情報です。 それぞれ、公開か非公開を選択できます。		
【指導種目種別】 1 野球 2 ソフトボール 3 硬式テニス 4 ソフトテニス 5 バレーボール 6 バスケットボール 7 パドミントン 8 卓球 9 サッカー 10 フุตบอล 11 ゲートボール 12 武道 13 水泳 14 陸上 15 体操 16 健康体操 17 ウォーキング 18 登山 19 各種ダンス 20 エアビクス 21 ウィンゲスホークス 22 ビーチホークス 23 ニュースホークス 24 その他			

※提供いただいた個人情報は、他の目的に使用いたしません。

なお、活用の依頼があった場合、依頼者に対して連絡先等(☆項目)を提供します。

※資格等を有する登録者は、それを証明する写しを添付してください。

## 平塚市スポーツボランティア制度運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、いつまでもいきいきとした生活を送れるよう支えるスポーツの観点からスポーツボランティアの普及及び活動の促進を図るため、平塚市スポーツボランティア制度（以下「スポーツボランティア制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、スポーツボランティアとは、次に掲げる活動に無償で協力する者として、平塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録された者をいう。

- (1) 平塚市又は教育委員会が主催し、又は後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営に係る補助
- (2) その他教育委員会が必要と認めるスポーツ・レクリエーションに係る補助

### (登録の条件)

第3条 スポーツボランティア制度に登録できる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している18歳以上（高校生を除く。）の者で、支えるスポーツを理解し積極的に協力できるものとする。

### (登録対象からの排除)

第3条の2 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第4条に規定する施策として、前条の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は、スポーツボランティア制度の登録者とししないものとする。

- 2 スポーツボランティア制度の登録者として教育委員会に登録された者が前項に該当する場合は、スポーツボランティア制度の登録を取り消すことができる。
- 3 必要に応じて、スポーツボランティアとして登録申請をした者又は登録の通知を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

### (登録の申請)

第4条 スポーツボランティア制度への登録を希望する者は、平塚市スポーツボランティア登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

### (登録)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、申請の内容を審査し、登録することが適格であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による登録は、平塚市スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することにより行う。

(登録簿の公表)

第6条 登録簿に登録された者(以下「登録者」という。)に関する情報について、あらかじめ登録者が承諾した範囲において公表するものとする。

2 前項の公表は、事務所等に備えて閲覧に供する方法及びインターネットを利用する方法により行うものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、登録簿に登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取り消しを希望するときは、平塚市スポーツボランティア登録内容変更・登録取消届(第2号様式)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定によるスポーツボランティア登録の取消届の届け出があったとき。

(2) スポーツボランティアの信用又は品位を害するおそれがある者その他スポーツボランティアとしての適格性を欠く者であると認められるとき。

(登録者の遵守事項)

第9条 登録者は、スポーツボランティア制度を活用しようとするもの(以下「依頼者」という。)と十分な打ち合わせを行い、円滑なスポーツボランティア活動を心がけ、活動中におけるトラブル及び事故防止に留意しなければならない。

2 登録者は、スポーツボランティア活動中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(依頼の方法)

第10条 依頼者は、平塚市スポーツボランティア制度依頼書(第3号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 依頼書の提出を受けた教育委員会は、依頼の内容を審査し、適当であると認めるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。

3 教育委員会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

第11条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮するものとする。

3 依頼に基づき提供された登録者の個人情報、平塚市個人情報保護条例(平成19年

条例第13号)に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(事業報告)

第12条 スポーツボランティア制度を活用したときは、当該ボランティア活動終了後1か月以内に平塚市スポーツボランティア活動事業報告書(第4号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第13条 この制度の運営に関する事務は、社会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。



平成 年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

平塚市スポーツボランティア登録申請書

次のとおり、平塚市スポーツボランティアの登録を申請します。

(ふりがな)			◎ 性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
☆氏名 <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開				
☆生年月日 <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	◎ 年齢	歳代
☆住所 <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	〒			
☆連絡先	自宅電話		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	FAX番号		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	携帯電話		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	E-mail		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
◎活動範囲	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 全域	【限定】 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 平塚 <input type="checkbox"/> 大野 <input type="checkbox"/> 豊田 <input type="checkbox"/> 神田 <input type="checkbox"/> 城島 <input type="checkbox"/> 岡崎 <input type="checkbox"/> 金田 <input type="checkbox"/> 金目 <input type="checkbox"/> 土沢 <input type="checkbox"/> 旭		
◎活動可能曜日 時間帯	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 不問 <input type="checkbox"/> 早朝 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日			
◎活動希望内容	<input type="checkbox"/> イベント運営補助 <input type="checkbox"/> 来場者のもてなし <input type="checkbox"/> 会場内外の設営・整理 <input type="checkbox"/> 障がい者等の介助 <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
◎資格特技等				
◎自己PR				
【記入上の注意】	◎は公表される情報です。☆は依頼者に提供される情報です。 それぞれ、公開か非公開を選択できます。			

※提供いただいた個人情報は、他の目的に使用いたしません。

なお、活用の依頼があった場合、依頼者に対して連絡先等(☆項目)を提供します。

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

～スポーツ課からのスポーツ団体への補助金交付状況について～

平塚市のスポーツの普及、振興及び生涯スポーツの促進を図るため、スポーツ団体やスポーツ事業、市内で開催される全国大会等に補助金を交付し、本市スポーツ施策に寄与する。

<平成27年度予算額>

分類	補助事業(団体名)	金額(円)	備考
団体補助	平塚市体育協会	1,077,300	平塚市スポーツ団体補助金交付要綱
	平塚市体育振興連絡協議会	76,950	
	平塚レクリエーション連盟	128,250	
大会補助	ビーチラグビー全国大会	250,000	スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱
	全神奈川ろう社会人軟式野球大会	72,000	
	日本学生陸上個人選手権大会	95,000	
	秩父宮賜杯実業団・学生対抗陸上競技大会	1,000,000	
事業補助	サッカー文化の振興による まちづくり事業	2,428,000	平塚市スポーツ事業補助金交付要綱
	【事業内容】 ○指導者派遣事業／小・中学生トレーニングセンターへの指導者派遣(小21回、中16回) ○市内巡回授業・教室実施事業／小学校10校、幼稚園・保育園8園 ○スポーツ体験実施事業／親子サッカー教室(3回) ○交流大会実施事業／幼児交流サッカー大会(2回)		

【平成28年予算編成留意事項】

- ・ 経常的経費については、10パーセント減じた額とする。
- ・ 一件審査方式で、事業の必要性や優先度、妥当性、費用対効果などについて検討し措置する。

【スポーツ課の予算編成の考え方】

- ・ 事業関係は、継続していく考えのもと、縮減できうる経費で対応する。
- ・ 施設関係は、一部事業縮小や実績のない経費は削除し、ほか縮減できうる経費で対応する。

【主な対応】

- ・ 大会運営委託料や使用料は、大会開催に支障をきたすので、一部を除き減額なし。
- ・ 消耗品費、補助金、スポーツ推進委員報酬など10%目途に縮減する。
- ・ プール開放事業は、安全面を確保しつつ日数を縮減する。
- ・ 施設関係は、施設の長寿命化に対応するため施設修繕費の増額、施設管理委託料等は精査のうえ縮減する。

【補助金対応】

- ・ 団体及び事業補助は、10%を目途に縮減する。(団体：自主自立を促すため縮減傾向)
- ・ 大会補助は、招致目的の経緯や他市の状況、財政状況を鑑みて10%以上の縮減を行うとともに段階的に縮減していく。

# 市民総合体育大会の現状（参加団体実績）

（夏季：8月第3,4日曜日）

## ●正式種目（得点対象）

No.	種 目	参加団体数						会 場
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	
1	軟 式 野 球	23	20	20	20	20	22	大神スポーツ広場・平塚球場
2	バスケットボール 男	18	18	18	17	18	16	ひらつかサン・ライフアリーナ
3	バスケットボール 女	14	15	14	15	16	15	平塚総合体育館
4	バレーボール男子	17	15	17	15	16	16	平塚総合体育館
5	バレーボール女子	23	23	21	20	20	21	平塚総合体育館
6	剣 道	15	12	11	9	18	16	平塚総合体育館
7	ソフトボール	22	22	21	21	22	21	大神スポーツ広場
8	射 撃	18	18	19	20	20	19	大井射撃場
9	ボウリング	23	21	23	22	22	23	神奈中平塚ボウル
10	ソフトテニス	17	15	17	17	16	15	軟式庭球場
11	自 転 車	19	20	20	0 (申込19)	18	20	平塚競輪場
12	バドミントン	21	20	21	20	22	22	ひらつかサン・ライフアリーナ
13	卓 球	23	22	22	22	19	21	平塚総合体育館
14	サ ッ カ ー	20	20	20	21	21	19	馬入サッカー場
15	陸上競技子 男	19	22 (147)	22 (152)	21 (149)	18 (104)	22 (178)	Shonan BMWスタジアム平塚
16	陸上競技子 女	16	18 (65)	17 (59)	16 (61)	13 (45)	17 (68)	
17	テ ニ ス	22	21	24	22	22	22	横浜町庭球場・総合公園テニスコート
18	ゲートボール	23	22	22	21	21	20	平塚のはらっぱ

## ●公開種目（得点対象外）

No.	種 目	参加者数						会 場
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	
1	水 泳		延67	延75	延74	延61	延56	平塚総合体育館プール
2	空 手 道		延87	延103	延98	延94	延53	平塚総合体育館
3	弓 道	不明	不明	不明	不明	不明	不明	平塚総合体育館
4	柔 道	不明	不明	不明	不明	不明	不明	平塚総合体育館
5	剣道（個人戦）		62	63	50	79	47	平塚総合体育館
6	射撃（個人戦）	不明	不明	不明	不明	不明	不明	平塚エアライフル射撃場

H27

## 平塚市市民総合体育大会のあり方について ～21世紀の競技スポーツから22世紀の生涯スポーツへ～ 提言書 概要

### 市民総合体育大会のあり方 提言の背景

平塚市では、昭和27年に第1回市民総合体育大会を開催して以来、平成23年度に第60回の節目となる大会を迎える。しかしながら、当初開催してから現在まで社会情勢や市民ニーズの変化から、市民のスポーツ・レクリエーションに対する考え方が大きく変わってきている。第60回大会を向えるにあたり市民総合体育大会を社会情勢及び市民ニーズに合った、よりよい大会にするため、「市民総合体育大会のあり方」について協議、検討した。

### 市民総合体育大会の現状と課題

当審議会では本大会のあり方について下記の課題について検討した。

#### 第1節 競技方法

- ・地区対抗方式と選手権方式

#### 第2節 競技種目

- ・競技種目の再考
- ・得点方法の公平性

#### 第3節 開催時期

- ・開催日の分散と会場の確保について

#### 第4節 市民のスポーツの祭典としての位置づけ

- ・市民スポーツの祭典について

#### 第5節 その他の事項

- ・参加料の徴収
- ・広報活動
- ・大会名

### 市民総合体育大会が目指す方向性

本審議会では、検討の結果、市民総合体育大会の目指す方向性について、大会の趣旨である「スポーツを愛好する多くの市民にスポーツ活動の機会を与え、スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図ると共に、地域住民相互の親睦を図り、あわせて市民のスポーツの祭典とする」を重視し、より多くの市民がスポーツに親しみ、地区住民の親睦が図れる大会にすることが好ましいと考えた。

#### (1) 若者から高齢者まで幅広い世代の市民が参加する大会へ

多くの市民が参加しやすい大会とするために、開催期日や開催方法、種目などを検討する。少子高齢化社会を向かえ、平塚市も例外なく人口に対する高齢者の比率が増加し、高齢者が健康でいきいきと生活することができる社会が求められている。スポーツはその一つ的手段として有効であると考え、高齢

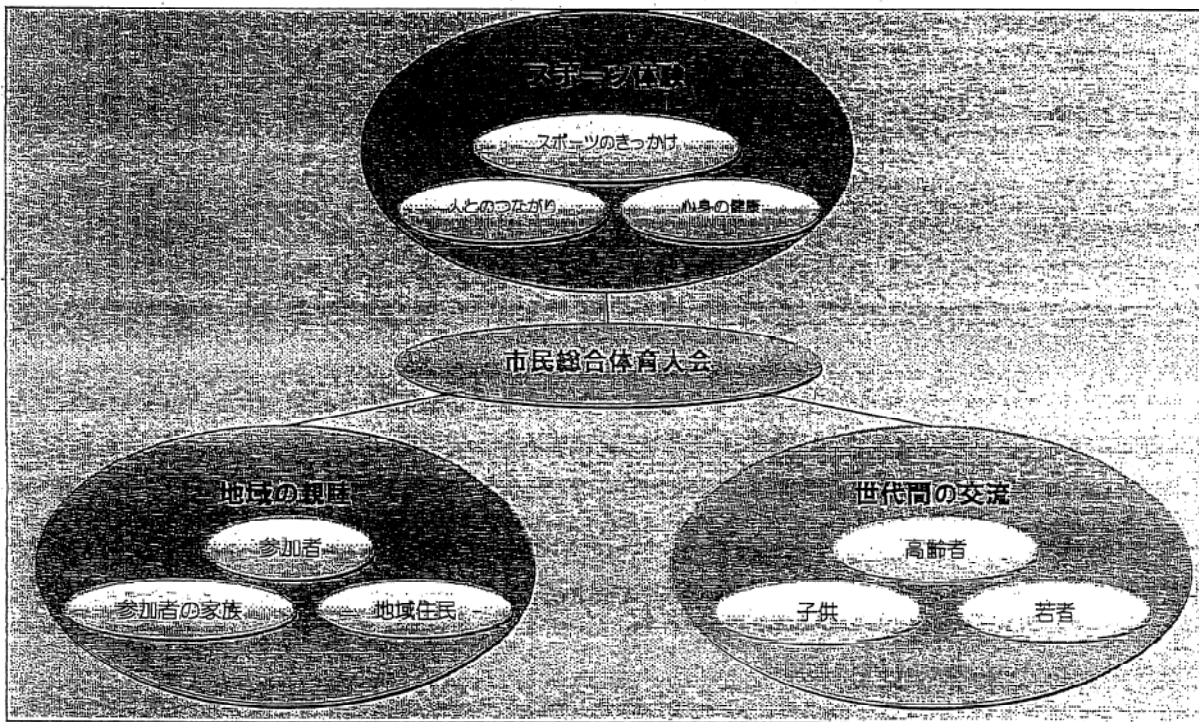
者のスポーツ振興を図るため、高齢者でも気軽に参加できる種目の導入を検討した。

### (2) 地域及び世代間の親睦が図れる大会へ

地域が1つになり、助け合い、共に楽しむことができるような開催方法を検討する。地域でのつながりが希薄化してきた現代において、スポーツはそれを埋めるのに有効である。スポーツを通して、コミュニティが図られ、昔のようにつながりのある地域をつくっていく。本大会の存在意義は、市民に密着した大会を開催することであり、地域の絆を深める手段として、確固たる地位を築きたい。

### (3) 平塚市全体がスポーツの祭典として盛り上がる大会へ

平塚市は他市と比較してスポーツが盛んであり、年間を通して多種多様な大会やイベントが開催されている。本大会が市民に必要とされる大会であるためにもっと市民の関心を惹きつける必要がある。多くのスポーツ大会が実施されている中で、市内の全てのスポーツ大会の総括的な大会にしなくてはならない。また、参加者を一部の出場選手から市民全体にするため、若者から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに触れられ、スポーツを始める契機となる大会にしなくてはならない。そのために、どうすれば多くの市民が興味を持って参加及び応援ができる大会になるか検討した。



《目指す方向性のイメージ図》

#### 市民総合体育大会のあり方についての主な提言内容

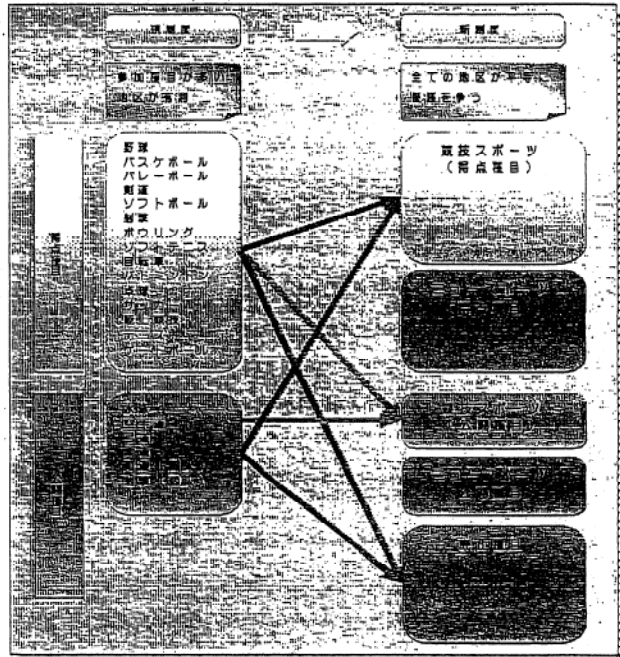
市民総合体育大会をよりよい大会にするため協議、検討した結果、当審議会から次のとおり提言する。

## 第1章 競技方法について

1. 地域住民の親睦を図れるよう従来どおり24地区対抗戦方式とする。
2. 地区対抗戦方式が困難な種目については公開競技での開催や開催の可否についても検討する。

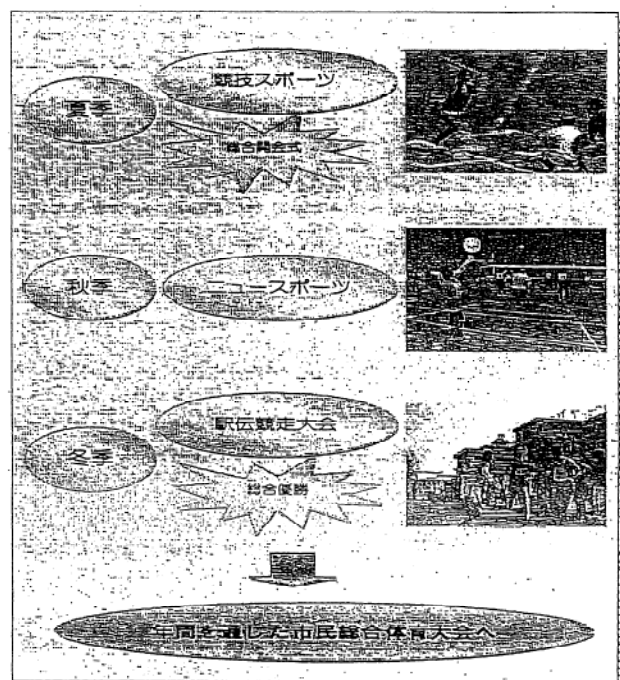
## 第2章 競技種目について

1. 高齢者や初心者でも参加できるニュースポーツ競技などを導入する。
2. 競技によっては年齢制限を設け、各世代の参加を図る。
3. 得点種目と公開種目の基準を明確にして、全ての地区が公平な競争ができるようにする。
4. 得点競技得点の計算方法を見直し、多くの地区が公平に優勝争いできるようにする。
5. 体育振興会、体育協会及び自治会との連携を図り参加者の増加を図る。



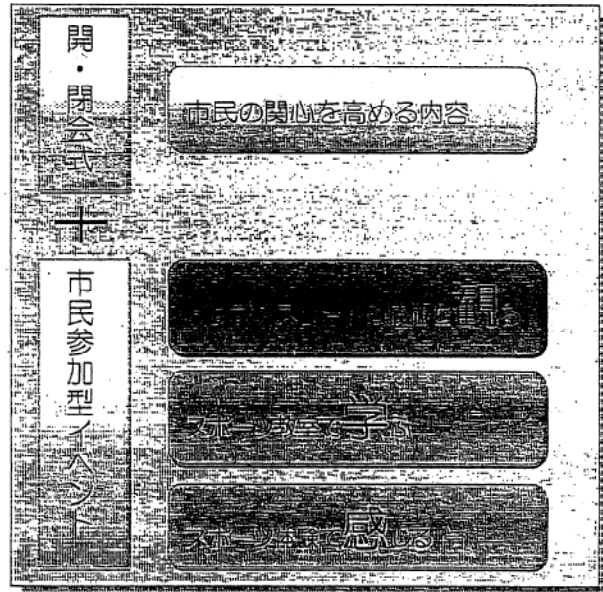
## 第3章 開催時期について

1. ニュースポーツなど競技種目が増加した場合、関係団体等と協議、調整を行い、分散して開催する。
2. 現在実施している市内駅伝競走大会やトリムバレーボール大会など、地区対抗戦で実施している競技も含めて、年間を通した地区対抗戦として、一層の地域の親睦や団結を図る。



#### 第4章 「市民のスポーツの祭典」としての位置づけについて

1. 競技スポーツ中心から生涯スポーツの振興へとシフトする。
2. 開・閉会式の実施方法を関係団体と十分協議して、多くの市民が参加できるよう改善する。
3. 開・閉会式では、市民が気軽にスポーツに親しめるイベントなどを同時開催し、多くの市民が楽しめる「市民スポーツの祭典」とする。
4. 大会の見直しを積極的に行う、それを反映させる。



#### 第5章 その他の事項について

1. 参加料は徴収しないことが望ましい。しかし、高額なプレー代などが必要な競技は参加料の徴収を慎重に判断する。
2. 出場者が限定される競技（資格や免許が必要な競技）については、開催方法や自己負担、開催の可否について検討する。
3. 市民が参加及び応援したくなるような魅力ある広報活動を行う。また、市民の意見を反映できる体制づくりを行う。
4. 大会名を市民に親しみやすい名称に変更する。

#### 総括～20世紀の競技スポーツから21世紀の生涯スポーツへ～

当審議会で提言書を作成する中で、様々な議論が交わされたが、一番の根幹にある考えは、もっとスポーツの素晴らしさを知ってもらいたいという思いである。全てはこの考えから生まれている。今までの市民総合体育大会は一部の競技者が楽しむ大会であった。当審議会の理想は市民が参加して一緒にスポーツを楽しめる大会にすることである。競技志向ではなくて、スポーツの楽しさや素晴らしさを再認識し市民にスポーツを再考してもらいたいと願っている。具体的な例を出せば、昔の運動会のような、地域の人たちが集まって、子供も大人も一緒になって、一生懸命スポーツを行い、スポーツを楽しみ、人の温かさに触れ合う。そんなイベントになれば良いと考えている。

全てがこの提言書のとおり実現できない場合もあろうかと思うが、各種スポーツ団体と平塚市教育委員会が十分な議論をして、更に良い市民総合体育大会をつくっていただきたい。市民総合体育大会をつくり上げてきた先人達の思いを受け継ぎ、より市民に愛される市民総合体育大会になることを期待し、また、スポーツがもっと市民に浸透し、身近な存在になるよう願うものである。



「市民総合体育大会のあり方についての提言書」の対応結果について

No.は提言書の各章+提言No.

平成27年11月現在

<実施済み>

No.	提言内容	対応
11	地域住民の親睦が図れるよう従来どおり24地区対抗戦方式とする。	従来どおり24地区対抗戦として実施している。
21	高齢者や初心者でも参加できるニュースポーツ競技などを導入する。	ニュースポーツ競技3種目を導入した。
23	得点種目と公開種目の基準を明確にして、全ての地区が公平に競争ができるようにする。	市民総合体育大会の種目に関する取扱い基準を設けた(H26.1.30)。12地区以下の参加状態が2カ年継続で公開種目となる。
24	得点競技は得点の計算方法を見直し、多くの地区が公平に優勝争いできるようにする。	得点方法について全ての種目を24点にせず、得点の上限を参加地区数とした。
31	ニュースポーツ競技が増加した場合、関係団体等と協議、調整を行い、分散して開催する。	ニュースポーツの部は、初夏と秋に実施している。(ただし、夏季競技の分散は未検討)
51	参加料は徴収しないことが望ましい。しかし、高額なプレー代などが必要な競技は参加料の徴収を慎重に判断する。	射撃競技において、平成23年度から玉代(1発45円、50発×45円=2,250円)について参加者負担とした。また、神奈中ボウルに会場使用料の値下げに協力いただいた。

<一部実施済み>

No.	提言内容	対応
25	体育振興会、体育協会及び自治会との連携を図り参加者の増加を図る。	剣道連盟が会員の情報を積極的に体振に提供し、参加者の増加に努め、参加者数を維持した。
41	競技スポーツ中心から生涯スポーツの振興へとシフトする。	生涯スポーツであるニュースポーツを導入した。競技スポーツは、増減なく継続中。
52	出場者が限定される競技(資格や免許が必要な競技)については、開催方法や自己負担、開催の可否について再検討する。	免許が必要な射撃競技は、自己負担を導入済、開催方法は、参加地区も多いことから得点種目として、継続中である。公開種目にすることは検討課題。
53	市民が参加及び応援したくなるような魅力ある広報活動を行う。また、市民の意見を反映できる体制づくりを行う。	カラーポスター(A3版)を作成し、各公民館等に掲示した。体育振興会の代表者会議において意見を聴く場を設けているが参加者アンケートは未実施。

<未実施>

No.	提言内容	対応
12	地区対抗戦方式が困難な種目については公開競技として開催や開催の可否について検討する。	市民総合体育大会の種目に関する取扱い基準を設け(H26.1.30)、公開競技への移行基準を明確にした。27年度は対象なし。公開種目の少人数種目(水泳、柔道)の開催の可否については未検討。
32	現在実施している市内駅伝競走大会やトリムバレーボール大会など、地区対抗戦で実施している競技も含めて、年間を通した地区対抗戦として、一層の地域の親睦や団結を図る。	1年間(夏:市総体、秋:ニュースポーツ、冬:市内駅伝)継続した市総体の実施については、地区対抗結果が出るまで期間が長すぎるとの意見があり、実施していない。
42	開・閉会式の実施方法を関係団体と十分協議して、多くの市民が参加できるよう改善する。	予算との兼ね合いもあり、未検討。検討課題である。
43	開・閉会式では、市民が気軽にスポーツに親しめるイベントなどを同時開催し、多くの市民が楽しめる「スポーツの祭典」とする。	予算との兼ね合いもあり、未検討。検討課題である。
44	大会の見直しを積極的に行い、それを反映させる。	大会終了後に市総体の見直しを行う機会を設けていない。検討課題である。
54	大会名を市民に親しみやすい名称に変更する。	新たな名称は、未検討。検討課題である。

## 第64回市民総合体育大会視察コース

実施日	平成27年8月23日(日)
集合場所	総合体育館北側駐車場
集合時間	午前9時00分
解散予定時間	正午

総合体育館北側駐車場



桃浜町庭球場

(硬式テニス)



ひらつかサン・ライフアリーナ

(バスケット・サッカー)



田村軟式庭球場

(ソフトテニス)



大神スポーツ広場

(軟式野球・ソフトボール)



総合公園 各種目会場

自由見学

総合体育館・テニスコート

(バレーボール・柔道・空手・弓道)

第1武道場・第2武道場・弓道場

(硬式テニス)

※ 当日は、室内用上履きを御持参ください。